

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

## ◆ 令和8年分の税額表

**Q** : 令和8年税制改正では、基礎控除や給与所得控除が改正されますが、税額表はどうなりますか？

**A** : 次のようになります。

### 【解説】

令和8年分の給与に適用される「源泉徴収税額表」は、税制改正が行われたにもかかわらず、月々の源泉徴収では大きく見直されない点が特徴です。

令和8年度税制改正では、物価上昇を踏まえ、基礎控除額と給与所得控除の最低保障額がそれぞれ4万円引き上げられます。その結果、両者の合計額は178万円となり、これまでより多くの方が「所得税がかからない範囲」で働ける見込みです。

しかし、令和8年分の税額表には、これら改正内容のすべては反映されません。具体的には、税額表に反映されているのは、令和7年度改正による基礎控除額58万円や給与所得控除の最低保障額65万円といった本則部分のみです。一方、令和8年度改正による引上げ分や、基礎控除・給与所得控除の特例による加算部分は、月次の源泉徴収では考慮されません。

そのため、令和8年中の給与から天引きされる所得税は、実際の最終税額より多めになる人も出てきます。この差額については、12月1日以後に行う年末調整でまとめて精算される予定です。年末調整では、基礎控除や給与所得控除の引上げ分、特例の加算分などを反映し、正しい税額に調整します。

つまり、令和8年分は「月々は従来どおり、年末でまとめて調整」ということになります。

